

# 社会福祉法人伊賀昴会役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊賀昴会の役員、評議員及び評議員選任・解任委員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

## (理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。

## (役員、評議員及び評議員選任・解任委員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1及び別表3により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

## (出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表2により報酬・日当及び旅費等を支給することができる。

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終

了後精算することができる。

(費用弁償)

第6条 費用弁償は第3条を除き、必要に応じて旅費規程に準じて支給することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、給与規程及び旅費規程に依るものとする。

第8条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している常勤職員の役員等報酬は、別表3の定めによるものとする。

附 則

この規程は平成29年4月1日より適用する。

一部変更 令和3年9月24日施行

別表 1

名 称	報 酬 (日額)
非常勤理事長業務報酬等	15,000 円
理事及び評議員業務報酬等	半日の場合 6,000 円 1日の場合 12,000 円
監事監査指導報酬等	半日の場合 6,000 円 1日の場合 12,000 円
評議員選任・解任委員会報酬等	半日の場合 6,000 円 1日の場合 12,000 円

別表 2

報 酬 (日額)	旅 費	宿泊費 (一夜)
6,000 円	実 費	13,100 円

別表 3

名 称	報 酬 (月額)
理事長	80,000 円
常務理事	40,000 円
理事	10,000 円